

質問回答書

質問年月日: 令和6年3月28日

回答年月日: 令和6年4月2日

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答内容
1	要項	3P	8		「管理上必要な施設及び設備全般の修繕について、1件30万円未満までは指定管理者の責任において実施するものとする」とありますが、年間上限額は30万円での認識でよろしいでしょうか？異なる場合は、年間上限額をご教示頂きますようお願い致します。	指定管理者が負担する修繕費の年間上限額は30万円（消費税及び地方消費税を含む）といたします。
		4P	10	(3)		
2	要項	10P	21	(2)	5月中旬に実施される審査(プレゼンテーション)につきまして、実施内容の詳細についてご教示をお願い致します。 →参加人数(出席可能人数)、使用可能な機材(PC、プロジェクター等)、プレゼンテーションの時間、質疑応答時間	詳細については、後日、申請者へ通知致します。 なお、審査にあたっては、パソコンの使用を可とし(使用するパソコンは参加者が用意し、自ら操作していただきます)、パソコンを投影するモニター(HDMIで接続)及びHDMIケーブルは、組合で用意致します。
3	仕様書	3P	5	(1)	⑩ 「⑩危険物取扱資格者を1名以上配置すること」とありますが、1名専任とし、常駐しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。 ご教示をお願い致します。	「危険物取扱資格者」については、配置不用であることを確認しましたので、本項目は削除致します。
4	仕様書	14P	別表1-1	⑨	・「残骨灰については、関係法令に基づき、適正に処理すること」とありますが、残骨灰処理業務について想定されている仕様がございましたらご教示をお願い致します。	別紙1のとおりと致します。
5	要項	8P	19	(3)	(要項の修正)	質問書の回答方法として記載していた期限について、次のとおり修正。 (正) 令和6年4月12日(金) (誤) 令和6年4月19日(金)

大雪葬斎場残骨灰処理業務仕様書

この仕様書は大雪葬斎場の残骨灰処理業務に適用し、業務の基準及び概要を示すものである。

1 業務内容

(1) 残骨灰・飛灰等の搬出、運搬及び処理、処分

- ①指定管理者は、斎場利用者の利用状況を考慮の上、組合と十分な日程調整を行い、業務が円滑に進捗するよう努めること。
- ②残骨灰・飛灰等を収める容器・袋は、強度があり残骨灰の漏出を防止できるものとし、指定管理者が準備すること。
- ③残骨灰・飛灰等の搬出時には、搬出状況の写真撮影を行うこと。
- ④残骨灰・飛灰等の搬出後は、残骨灰等保管室の清掃及び整理を行うこと。
- ⑤残骨灰・飛灰等は環境に配慮した無害化处理等の適正処理をすること。

(2) 残骨灰・飛灰等の最終供養(埋葬)

- ①残骨灰・飛灰等については、北海道内のしかるべき場所に埋葬し、最終供養を行うこと。
- ②残骨灰・飛灰等の最終埋葬地については、利用者からの問合せに対応できるようにパンフレット等を用意しておくこと。
- ③残骨灰等の運搬、慰霊や最終供養（埋葬等）に要する費用は指定管理者の負担とする。

2 報告書

- (1) 残骨灰の運搬ごとに作業結果として報告書を1部提出すること。報告書には搬出年月日、搬出量、運搬者氏名のほか、現場写真（搬出作業中及び埋葬時等の様子を撮影したもの）を添付すること。

3 礼意

残骨灰・飛灰等については、礼節をもって、丁寧かつ速やかに取り扱うものとし、住民感情に最大限配慮し、適切に処理すること。

4 残骨灰の売却、収益化について

残骨灰等処理業務について、残骨灰・飛灰等を売却する等、収益を得ることは当面の間、認めないものとする。